

昭和三十六年四月十九日提出  
質問第一五号

道路運送法の一部改正に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十六年四月十九日

提出者 松前重義

衆議院議長 清瀬一郎 殿

## 道路運送法の一部改正に関する質問主意書

ヤミタクシーの違法性については、法的にも明らかになつていゝるにもかかわらず、その増加は全国的にまん延の一途をたどり、道路運送法のじゆうりんは公然の事実となつていゝる。

このため、道路運送業界の壊滅は時日の問題となつていゝるのみならず、最近に至つては暴力に結びつき、各地の行政府は、その機能が麻ひし、警察官とも衝突を繰り返していゝる現状である。

これは単に一道路交通事業のみならず、法秩序の維持にも重大な影響を及ぼすことにかんがみ、政府においては右の法秩序維持に対し、いかなる処置を講ぜられんとしていゝるか。

右質問する。